

特定非営利活動法人 北本市観光協会 定款目次

第1章 総則

- 第1条 名称
- 第2条 事務所
- 第3条 目的
- 第4条 特定非営利活動の種類
- 第5条 事業の種類

第2章 会員

- 第6条 会員の種類
- 第7条 入会
- 第8条 会費
- 第9条 会員の資格の喪失
- 第10条 退会
- 第11条 除名
- 第12条 拋出金品の不返還

第3章 役員及び職員等

- 第13条 役員の種類及び定数
- 第14条 役員の職務
- 第15条 役員の任期等
- 第16条 欠員補充
- 第17条 役員の解任
- 第18条 役員の報酬
- 第19条 職員及び顧問等

第4章 総会

- 第20条 総会の種類
- 第21条 総会の構成
- 第22条 総会の権能
- 第23条 総会の開催
- 第24条 総会の招集
- 第25条 総会の議長
- 第26条 総会の定足数
- 第27条 総会の議決

- 第28条 総会での表決権等

- 第29条 総会の議事録

第5章 理事会

- 第30条 理事会の構成
- 第31条 理事会の権能
- 第32条 理事会の開催
- 第33条 理事会の招集
- 第34条 理事会の議長
- 第35条 理事会の定足数
- 第36条 理事会の議決
- 第37条 理事会の表決権等
- 第38条 理事会の議事録

第5章 資産及び会計

- 第39条 資産の構成
- 第40条 資産の管理
- 第41条 会計の原則
- 第42条 会計の区分
- 第43条 事業年度
- 第44条 事業計画及び予算
- 第45条 事業報告及び決算

第6章 定款の変更、解散及び合併

- 第46条 定款の変更
- 第47条 解散
- 第48条 合併

第7章

- 第49条 公告の方法
- 第50条 細則

附則

特定非営利活動法人北本市観光協会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人北本市観光協会という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を埼玉県北本市に置く。

(目的)

第3条 この法人は、北本市の観光によるまちづくりを推進することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 観光の振興を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動事業を行う。

- (1) 観光のためのイベントの企画・運営
- (2) 観光資源の開発
- (3) 観光情報の収集と発信
- (4) 特産品の開発及び販売
- (5) その他協会の目的に必要な事業

第2章 会員

(会員の種類)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を推進する個人・団体で総会における議決権を有するもの
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同して入会し、この法人の活動を賛助・協力・後援する個人・団体で、総会における議決権を有しないもの

2 会員に関する規定は理事会で別に定める。

(入会)

第7条 会員は次に掲げる条件を備えなければならない。

- (1) この法人の目的に賛同し、その活動に関与して主体的に推進する意思を有する者
 - (2) 個人の利益のために参加するのではなく、組織及び地域社会のために活動を行えること
 - (3) 本会を営利目的に利用しないこと
 - (4) 暴力団等の反社会的組織に属さない者
- 2 本法人の正会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出しなければならない。
- 3 会長は、入会申込書を提出した者が第3条の目的に賛同する者で、第4条および第5条の活動および事業に協力できる者であると認められるときは理事会の承認を経て入会を承諾し、その旨を通知するものとする。

(会費)

第8条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 本人から退会届の提出があったとき
- (2) 本人が死亡し、又は会員たる団体が消滅した場合
- (3) 2年以上会費を滞納したとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、会長が別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決又は理事会において3分の2以上の議決に基づき、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 法令、定款等に違反したとき

(2) 法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(抛出金品の不返還)

第12条 既納の会費及びその他の抛出金品はこれを返還しない。

第3章 役員及び職員等

(役員の種別及び定数)

第13条 この法人に会員の中から次の役員を置く。

(1) 理 事 5人以上

(2) 監 事 1人以上

2 理事のうち、1人を会長、若干名を副会長とする。

3 役員は、総会において選任する。

4 会長及び副会長は、理事の互選とする。

5 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

6 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。

7 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(役員の職務)

第14条 会長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、予め定められた序列に従い、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、法令、定款及び理事会の決議に基づき、この法人の業務を執行する。

4 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること

(2) この法人の財産の状況を監査すること

(3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること

(4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること

(5) 理事の業務執行状況又はこの法人の財産状況について、理事に意見を述べ、若しくは理事会の招集を請求すること

(役員の任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の任期の残存期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

4 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(役員の解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において3分の2以上の議決に基づいて、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき

(役員の報酬)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

(職員及び顧問等)

第19条 この法人に、この法人の事務を処理するための事務局を置く。

2 事務局は、事務局長1名及び職員若干名を置く。

3 事務局長及び職員は、会長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

5 この法人に学識経験者として助言する顧問を置くことができる。

6 正会員以外の顧問は、総会及び理事会における表決権を有しない。

7 顧問に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、会長が別に定める。

第4章 総会

(総会の種類)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(総会の構成)

第21条 総会は、この法人の最高意思決定機関であつて、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び解散した場合の残余財産の帰属
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 会費の額
- (8) 会員の除名
- (9) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第23条 通常総会は、毎年1回、会計年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき

(3) 第14条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき

(総会の招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、会長が招集する。

2 会長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面若しくは電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(総会の議長)

第25条 総会の議長は、会長、または会長の指名した者がこれにあたる。

(総会の定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(総会の議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要し、かつ出席した正会員の4分の3以上の同意があれば、その事項について議決を行うことができる。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は正会員が総会の目的である事項について提案した場合において、正会員の全員が書面又は電子メールにより同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面若しくは電子メールをもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項第3号の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員の現在数
 - (3) 総会に出席した正会員の数(書面等表決者又は表決委任者がある場合にあつては、その数を付記すること)
 - (4) 議長の選任に関する事項
 - (5) 審議事項
 - (6) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (7) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。ただし、監事は出席して意見を述べることができる。

(理事会の権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) 借入金(その事業年度内の収入をもって償還する短期借入金を除く。第44条第7項において同じ)その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (4) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めたとき
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面若しくは電子メールをもって招集の請求があったとき
- (3) 第14条第4項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき

(理事会の招集)

第33条 理事会は、会長が招集する。

- 2 会長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議長)

第34条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(理事会の定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(理事会の議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電子メールをもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条および次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面等表決者にあつては、その旨を付記すること）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が記名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

（資産の構成）

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 会費
- (3) 寄附金品
- (4) 資産から生じる収益
- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

（資産の管理）

第40条 この法人の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、会長が別に定める。

（会計の原則）

第41条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

（会計の区分）

第42条 この法人の会計は、次のとおり区分する。

- (1) 特定非営利活動に係る事業会計

（事業年度）

第43条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

（事業計画及び予算）

第44条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、毎事業年度ごとに、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。
- 3 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。
- 4 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。
- 5 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。
- 6 予算の作成後にやむを得ない事由が生じ特に緊急性を有する等の場合は、理事会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。
- 7 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事会の議決を経なければならない。

(事業報告及び決算)

第45条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、会長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

- 2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第46条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の3分の2以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に定める事項に係る定款の変更の場合に限り、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第47条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 社員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続き開始決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の3分の2以上の承諾を得なければならない。
 - 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
 - 4 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、埼玉県北本市に帰属させるものとする。

(合併)

第48条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の3分の2以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 雑則

(公告の方法)

第49条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

(細則)

第50条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(禁止事項の明示)

第51条 この法人は、特定非営利活動法第3条第1項及び第2項の趣旨を遵守し、以下に掲げる事項について法人として関与することを一切禁止する。

- (1) 特定の個人又は企業等団体のために利する行為
- (2) 特定の政党または政治家を利する行為
- (3) 特定の宗教または宗教活動並びに思想を支援する行為
- (4) 反社会活動及びその類似行為

附則

- 1 この定款は、この法人成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

会 長	安 江	洋
	島 田	忠 佑
理 事	矢 口	光 一
	若 山	晋
	金 子	和 正
	渡 邊	浩 幸
	久 田	毅
	村 松	章 司
	高 島	康 裕
	梓 澤	佳 和
	入 澤	由美子
監 事	浅 利	十 男
	高 橋	伸 治

3 この法人の設立当初の役員の任期は、この定款の規定にかかわらず成立の日から平成25年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、この定款の規定にかかわらず、設立総会で定めるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、この定款の規定にかかわらず、成立の日から平成25年3月31日までとする。

6 この法人の会費は、この定款の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

年会費	個人正会員	2,000円
	団体正会員	2,000円
	個人賛助会員(1口)	2,000円
	団体賛助会員(1口)	2,000円



指令 中央振 第 204 号

埼玉県北本市西高尾1丁目249番地

特定非営利活動法人北本市観光協会

平成26年6月30日に申請を受け付けた定款の変更については、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項で準用する第12条第1項の規定により、申請のとおり認証します。

平成26年9月3日

埼玉県知事 上田 清司

